

1 倒壊・流失等した建物の職権滅失登記

建物が倒壊等した場合は、その建物の所有者が滅失の登記を申請する必要があります。東日本大震災では、多数の建物が倒壊・流失し、多くの方々が甚大な被害を受けました。

そこで、被災者の方々の負担を軽減を図るため、所有者からの申請を待たずに現地を調査し、登記官が職権で滅失の登記を行い、累計で約51,000棟の建物について、滅失の登記を実行し、平成25年度末までに作業を完了しました。